

令和6年度第4回松本市上下水道事業経営審議会会議録 要旨

令和6年12月17日 午後1時30分
松本市上下水道局 第2、3会議室

1 議事

- (1) 答申案について
- (2) その他

2 出席者

(1) 委員

| | | |
|-----|-----|-----|
| 会 長 | 山 沖 | 義 和 |
| 委 員 | 山 口 | 正 雄 |
| // | 柳 澤 | 勝 久 |
| // | 小 林 | 磨 史 |
| // | 村 山 | 修 |
| // | 小 林 | 弘 也 |
| // | 藤 井 | 佳 子 |

(2) 事務局

| | | |
|--------------|-----|-----|
| 上下水道局長 | 向 井 | 津 富 |
| 総務課長 | 中 川 | 修 |
| 営業課長 | 田 中 | 智絵子 |
| 給排水設備担当課長 | 田多井 | 清 純 |
| 上水道課長 | 岩 岡 | 啓 一 |
| 下水道課施設計画担当係長 | 中 川 | 克 己 |
| 総務課総務担当係長 | 小 沢 | 啓 一 |
| 総務課総務担当 | 西 村 | 朋 子 |
| // | 三 村 | 育 江 |

会長

料金値上げの一つのポイントとして、長い間料金を上げてこなかった故に、使用者の反応が大きいことがあります。度々料金改定をしているところでは、使用者も料金改定に慣れていています。松本市は、長期間値上げをしてきませんでした。それは経営努力によるものということ、また、水道事業を維持するためには料金の値上げが必要であるということをしっかりPRしていくことが重要であると思います。前回までの内容を含め、答申案について検討していきましょう。

事務局説明の要点として、資料4ページのとおり、4年間で必要な費用は約202億円であり、その内訳は需要家費、固定費、変動費に分けられます。固定費が9割と大半を占め、残りは需要家費と変動費が8対2程度です。需要家費は検針や集金の費用で基本料金に配分されます。また、変動費は電気料や薬品費など水量によって変動するもので、従量料金に配分されます。固定費については、固定的に必要とされる費用ではありますが、全てを基本料金に配分すると基本料金があまりに高額になってしまうため、料金算定要領に示されたとおりに配分するわけですが、一番現行に近い配分割合が配分3の算出であり、配分3で算出したものが資料5ページの新料金案ということになります。

従量料金については、単価の改定をしていませんので、使用量が少ない人に対し、今までと同様、単価を低くして配慮していることになります。

基本料金は上げざるを得ないわけで、算定要領に沿って算出すると資料5ページの下段となりますが、改定率が口径によってバラバラとなるため、一律となるよう調整することによって、口径13ミリは本来7割の改定率となるところ、改定率を抑えて5割の改定率にしています。基本料金は53%上がるものの、高齢世帯や単身世帯等にも配慮した上での53%ということになります。

料金改定は、来年ではなく再来年の4月1日です。値上げについては、丁寧な説明が必要、また、周知についても丁寧に行わなければならないといった附帯意見を含め、今回の新料金案での答申を考えていきたいと思います。皆様からのご意見を願います。

委員

議会等での説明の際には、総括原価や料金算定、今後の収支の見通しなども示していくのでしょうか。

事務局

議会等への説明において、資料8ページの答申内容を中心に、全体の改定率は20%程度、4年間で必要な総括原価が約202億円との説明を考えています。ただし、質問により、詳細な内容を説明していく必要もあろうかと思えます。また、料金改定を周知する中で、新たな料金表は示しますが、その算定方法まで示すことは想定していません。

- 会長 資料4 ページ、中段に現在の配分率の場合は従量料金が約130億円とあり、今回の料金改定では、配分3で配分すると基本料金への配分が大きくなり、従量料金が約105億円ということであり、従量料金への配分が約25億円減ることとなるため、従量料金は値下げにならないのでしょうか。*
- 事務局 現在の水道料金から従量料金分を算出すると約105億円となりますが、必要な総括原価約202億円の内、配分方法3により従量料金として算出した額も約105億円となったため、結果として従量単価を改定する必要がなかったというものです。
- 会長 現行の従量料金単価のままで、算定期間中に必要となる105億円を集めることができるということですね。
- 委員 使用量の少ない使用者に配慮をしているとのことですので、今回の料金改定については致し方ないと理解しております。
また、口径30mmなどの大口径の使用者は企業でしょうか。
- 事務局 一般家庭の大半は、口径13mmを使用していますが、蛇口の数により、口径20mmを使用している家庭もあります。事業所は口径20mm以上が多く、大口径は工場が主となっています。
- 会長 東京では、一般家庭の口径を20mmとすることが推奨されています。
- 委員 値上げの料金改定はやむを得ないと理解し納得しています。ただし、今後、料金値上げの説明において、全体で2割引き上げる必要性や従量料金を上げない理由など、できるだけ専門用語を使わず、市民に分かりやすい表現で納得してもらえよう説明していただきたいと思います。
- 事務局 皆様に理解していただけるよう分かりやすい説明に努めます。
- 委員 私たち審議会委員でも説明ができるような表現を心がけていただきたいと思います。
- 会長 資料の3 ページ、昭和63年に比べて浄水施設能力が上がった理由は何でしょうか。
- 事務局 分母の浄水施設能力が上がった要因の一つとして1町4村との合併が挙げられます。
- 会長 1日最大配水量が約9万 m^3 、浄水施設能力が約16万 m^3 となっていますが、松本市の浄水施設能力は過大すぎるのではないのでしょうか。

人口減少や節水機器の普及により配水量は減少していくため、浄水施設能力を見直すべきという内容を附帯意見として入れることはできますか。

事務局 経営努力として、当然のことながら施設規模の検討をしていく必要がありますが、現在、広域化について県も含めて検討しているところです。適正な施設規模という観点から、附帯意見としての記載を検討します。

委員 人口減少や節水機器の普及など配水量は減少傾向にありますから、水道事業の安定経営を考えると、基本料金の配分を上げることは理に適っていると思います。

委員 基本料金の値上げは、生活困窮家庭にとって負担が大きいと思います。今回、少量使用者に配慮していることや、国の基準により今回の配分方法でやむを得ないということを丁寧にしっかり説明していただきたいと思います。また、この料金案は、他市と比較した場合はどうでしょうか。

事務局 事業体により経営状況や必要経費が違うため、単純な比較は難しいのですが、県内19市の口径13mmの現在の水道料金を比較しますと、改定後は、10m³使用した場合、県内で1番料金が高くなる可能性があります。20m³使用した場合には、中ほどの見込みです。なお、家事用の1か月の水の平均使用量は10m³から20m³の間で、本市は小口径の20m³以下の従量単価を低く設定してありますので、資料5ページに記載したとおり、口径13mmの基本料金は、改定率を調整し抑えていることや使用量20m³までの従量単価を抑えているという説明を丁寧にしていきたいと思います。

委員 松本市の平均的な使用量の世帯は、県内他市と比べても料金が高くはないということが分かりました。しかし、市民の皆様を理解いただくためには、しっかり説明していただきたいと思います。

会長 なお、他市との比較についても、定期的に料金改定を検討してきた市と、松本市とは状況が違うことから、比較は難しいかもしれません。
また、改めて申しあげますが、今回の料金改定は、全体としては約20%の改定ですが、基本料金のみで全ての値上げ分に対応するため、基本料金は約53%の値上げになります。

委員 広域化を進めているとの話ありましたが、料金体系にどのような影響があるのでしょうか。

事務局 現在、水道事業の広域化を検討している段階であり、料金体系までの検討には入って

おりません。

- 委員 水道料金が基本料金と従量料金の2部構成であることなども知らない方も多いため、もっと松本の水道事業について知ってもらう必要があると感じています。
- 会長 料金改定について説明するのは難しいと思います。事務局から、既に少量使用者に配慮した結果との説明をいただきましたが、配慮されていること自体を皆さん知らないと思います。基本料金のみ上がり、使用量が少ない学生や単身者は負担が大きくなったと感じると思います。
- 委員 全体で約20%の改定と答申した後、基本料金は53%上がることについて、誤解されないように説明する必要があると感じます。
- 委員 答申内容(案)の順番について、最初の料金体系等は、現在と同様で変更ではないため、5番目の料金平均改定率の項目が最初に来た方が良いのではないのでしょうか。
- 事務局 他市の答申を参考に作成しています。今回は、料金改定だけでなく、水道料金等の在り方について諮問されていますので、料金体系についても答申します。順番は、今までの審議内容に沿って委員の皆様を確認してきた順に記載しましたが、決まった順番ではありませんので、検討したいと思います。
- 委員 料金体系、基本料金、従量料金について、「従来同様」と記載しないと、変更したように感じるのではないかと思います。また、9ページの附帯意見は、どのように集約するのでしょうか。また、答申案は、どのように作成し、確認するのでしょうか。
- 事務局 今までの審議会でもいただいた意見を参考に今回の附帯意見に記載しています。他に記載すべき意見がありましたら、ご発言いただきますようお願いいたします。
なお、答申案は事務局で作成し、会長に相談した上で、次回2月に開催予定の審議会でも、委員の皆様を確認いたします。
- 事務局 本日いただきました意見なども含め、次回の審議会でも確認いたします。配慮すべき点など意見があればお聞かせください。
- 委員 料金改正と料金改定がありますが、どちらが正しいのでしょうか。
- 会長 料金に限れば料金改定かもしれませんが、料金制度までと広く捉えると料金改正かもしれません。

附帯意見として、少子高齢化が進み、水の使用量が少なくなっていくことも踏まえて、といったことも記載いただきたいと思います。

委員 一般の利用者は、答申内容だけを示されても理解できないかもしれません。

事務局 答申について公開する際には、説明を加え、利用者に理解いただけるように努めます。

会長 8ページの答申内容については、料金体系を3つの項目に分けてあるため、重く感じると思います。また、現行と変わらないけれども、従前同様との記載がない場合は、新たに変わるものと誤解を生む可能性がありますので、記載に工夫が必要かと思ます。

事務局 今後、会長と内容を相談する中で、答申案を次回の審議会に向けて作成します。

会長 附帯意見について記載すべき内容が追加であれば、事務局に直接連絡してください。

事務局 公衆浴場の従量単価については、現行のまま継続することを了承いただいたということでしょうか。

会長 検討の結果、了承でよろしいかと思ます。他に何か意見はありますか。他に意見はないようですので、議事のその他について事務局からお願いします。

事務局 本日配布いたしました水道事業の現状という資料をご覧ください。現在、上下水道局のホームページに掲載しているものです。水道事業の経営が厳しいため、現在、水道料金等をこの審議会で審議中との内容です。審議会の資料を使いながら、カラーで皆さんに周知していますので、ぜひご覧ください。また、今後のスケジュールについて、審議会は、来年2月に第5回目の審議会を開催し、答申案をまとめた後、会長から市長への答申を3月に予定しています。その際、新聞等に料金引き上げの記事が出て、皆様が水道料金引き上げを知ることになると思ます。その後、市役所内と議会に、答申内容を報告し、料金改定に向けた条例改正や予算要求、また、国や県への料金変更手続きなどを行っていく必要があります。同時に、皆様に料金改定の周知を行っていきながら、令和8年の4月改定という流れになります。なお、3月の答申の後、審議会の議事録を、委員の皆様の個人名は表記せずに、ホームページで公開する予定でありますので、ご了承ください。

会長 審議会委員として、市民から料金改定について聞かれることも予想されます。説明がなかなか難しいため、例えばQ&Aのような資料を作成いただきたいと思ます。

以上をもちまして本日の議題を終了します。